

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 26 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

健全化法による改正前の厚生年金保険法の規定による厚生年金基金の
中途脱退者に係る企業年金連合会への移転等申出の終了について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「健全化法」という。）による改正前の厚生年金保険法第 160 条第 1 項の規定による中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する義務の移転の申出及び同法第 160 条の 2 第 1 項の規定による脱退一時金相当額の交付の申出（以下「移転等申出」という。）については、厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備（以下「記録整備」という。）に伴う調査等により、移転等申出の漏れが判明した場合等やむを得ない場合に限り、従前の取扱いを認めていたところである。

今般、健全化法施行から一定期間が経過したことや記録整備の円滑な実施を勘案して、当該取扱いを令和 6 年 10 月 1 日をもって終了することとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、対象となる移転等申出は、新規の移転等申出手続きに限らず、すでに移転等申出された記録に対する記録の追加の手続き（加入員の資格取得から資格喪失までの一連の記録を追加するものに限る）も含むものとする。

また、今後厚生年金基金から確定給付企業年金に移行した基金等において移転等申出の漏れが判明した場合は、「存続厚生年金基金の解散及び確定給付企業年金への移行に係る事務処理について」（令和 4 年 3 月 31 日年企発 0331 第 1 号）に基づく代行返上に係る記録整理等の再実施手続きにより取り扱うことを申し添える。